

社会保険労務士

さくら事務所便り

連絡先：〒223-0052

神奈川県横浜市港北区綱島東 5-4-5-108

電話：045-716-6080

e-mail : info@sakura-management.co.jp

『AI』の影響により減少する仕事、増加する仕事は？

◆厚労省の部会で議論がスタート

何かと世間を賑わせている『AI』ですが、中でも我々の仕事への影響が気になるところです。

12月初旬に開催された厚生労働省の労働政策審議会（労働政策基本部会）では、「技術革新（AI等）の動向と労働への影響」をテーマに議論がスタートしましたが、ホームページ上で公開された資料の中から「AI導入による仕事への影響」を考えてみます。

◆求められるは『AI』にはできない仕事

厚生労働省のホームページで公開された資料の中で、シンクタンクや各省庁等による先行研究の内容がまとめられています。

『AI』等で代替可能性の高い（今後減少する）仕事、代替可能性の低い（今後増加す

る）仕事の例として、以下のものが挙げられています。

【代替可能性の高い（今後減少する）仕事の例】

- ・必ずしも特別の知識やスキルが求められない職業
- ・バックオフィス等、従来型のミドルスキルのホワイトカラーの仕事
- ・ルーティンタスク
- ・ホワイトカラーの仕事
- ・定型的業務を中心の職種
- ・教育水準や所得水準が低い労働者の仕事

【代替可能性の低い（今後増加する）仕事の例】

- ・他者との協調や他者の理解、説得、ネゴシエーション、サービス志向性が求められる職業
- ・上流工程や IT 業務における、ミドルスキル・ハイスキルの仕事
- ・人が直接対応することが質や価値の向上につながるサービスに係る仕事
- ・新しい付加価値の創出に役立つ技術職

◆今後は必要な取組みとは？

ビジネスパーソンにとって今後は、「AI を使いこなす能力」や「AI に代替されにくいコミュニケーション能力」を向上するための取組みが必要になってくると言えるでしょう。

「職域におけるがん検診に関するマニュアル（案）」が公表

◆「職場におけるがん検診」とは？

企業が従業員らを対象に実施するがん検診は、健康保険組合等を通して、福利厚生の一環として任意で行われています。

自治体が実施している公的ながん検診よりも受診者数が多く、がん対策において重要な役割を担っていますが、法的根拠がなかったり、やり方も企業ごとに異なっていたり、要精密検査の受診率が低かったりと、問題点が指摘されていました。

そこで、厚生労働省は専門家を集めて議論し、職場で実

施すべき検査項目や手順を定めた初の指針（マニュアル）の作成を進めています。そして、12月6日にその案が発表されました。

◆マニュアル（案）の主な内容

このマニュアル（案）では、胃がん／子宮頸がん／肺がん／乳がん／大腸がんについて、それぞれ検査項目、対象年齢、受診間隔が明確にされ、がん検診の推奨レベルについても解説しています。

また、企業等はがん検診の実態を把握し、精度管理を行うことが望ましいとし、「精度管理のためのチェックリスト（仮称）」も示しています。そして、そのチェックリスト等により、がん検診の受診率・要精検率・精検受診率・がん発見等の「がん検診の制度管理指標」に基づく評価を行なうことが望ましいとしています。

その他、企業等が受診者の健康情報を取り扱う際、個人情報保護法をはじめとする関係法令に留意し、受診者の同意を得る方法等も掲載しています。

◆就労可能なケースも多い

がんになった従業員であっても就労が可能なケースは多く、「がん治療と就労は両立できる」という考え方は今後も強くなりそうです。

就労支援を行う企業にとっても、従業員のがんの早期

発見・早期治療は多少の負荷を減らすことができるかもしれません。そのためにも、このマニュアルの完成後にはを参考にしてみるとよいでしょう。

1月の税務と労務の手続期限【提出先・納付先】

10日

- 源泉徴収税額（※）・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】
※ただし、6ヵ月ごとの納付の特例を受けている場合には、29年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>【公共職業安定所】
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>【労働基準監督署】

31日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出【税務署】
- 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>【市区町村】
- 固定資産税の償却資産に関する申告【市区町村】
- 個人の道府県民税・市町

村民税の納付<第4期分>【郵便局または銀行】

- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分>【労働基準監督署】
- 健保・厚年保険料の納付【郵便局または銀行】
- 健康保険印紙受払等報告書の提出【年金事務所】
- 労働保険料納付<延納第3期分>
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出【公共職業安定所】
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>【公共職業安定所】
- 固定資産税に係る住宅用地の申告【市区町村】

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出【給与の支払者（所轄税務署）】
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え【給与の支払者】

～当事務所より一言～